

保育者が抱える一時預かりの困難さと関連要因

井上 清美

一時預かり事業とは、保護者が家庭で子どもの世話をすることができない場合に、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター等で一時的に子どもをあずかる事業である。少子化対策の中で急速に普及した一方で実施体制や保育方法は統一されておらず、担当者は困難さを抱えながら保育を行なっている。本稿では一時預かりの困難さを量的に把握し、関連する要因について検証した。A 県内の全ての認可保育所を対象に質問紙調査を実施し、一時預かりを担当する保育者の属性、一時預かりの保育環境、一時預かりの専門性とその評価について多変量解析を行った。分析の結果、勤務形態や母親規範、利用する子どもの数や料金などで有意な関連性が見られた。専門性の高い実践をしている保育者ほど困難さが高く、困難さは保育者の疲労度やストレスに影響を与えていることが明らかになった。

キーワード：一時預かり 困難さ 母親規範 保育者の専門性 保育者のストレス

1. はじめに

一時預かり事業とは、保護者が家庭で子どもの世話をすることができない場合に、保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点などで一時的に子どもを預かる事業として制度化されたものである。1998年に創設された当初は100ヶ所に満たなかったが、2009年度には6,000ヶ所を超え、2019年度には全国9,889ヶ所にまで拡大した¹⁾。延べ利用児童数は2013年度には400万人を超え、近年減少傾向にあるものの450万人を超える数で推移している。

わが国では戦後、「保育に欠ける」子どもを保育所に措置するという保育制度が展開されてきた。しかし、1990年代後半になると、少子化の要因の一つとして「専業主婦の育児不安や負担感の高さ」が指摘されるようになり、それまで「保育に欠けていない」とされ、保育所を利用することがなかった専業主婦家庭も政策の対象となり、一時預かり事業が創設された。利用要件も緊急度の高い理由だけでなく、専業主婦の育児疲れを解消するという名目で「リフレッシュ利用」が広まった(井上 2008)²⁾。

2015年度からは子ども・子育て新制度における地域子ども・子育て支援事業に再編され、保育所や地域子育て支援拠点事業の一時預かりは「一般型」に、幼稚園で実施されてきた「預かり保育」は「幼稚園型」の一時預かり事業として組み込まれることとなった。2016年度からは待機児童対策としての「緊急一時預かり」が始まり、2018年度からは「就労支援型施設加算」や「2歳児定期利用」制度も創設され、事業の拡充が図られている。

現在、一時預かり事業はその実施方法によって、①一般型 ②幼稚園型 ③余裕活用型 ④居宅訪問型に分けられる。本研究で対象とするのは、①一般型と呼ばれるものであり、主として保育所で実施されている^{注1)}。なお、一時的に子どもをあずかる事業については、従来「一時保育」の語が用いられてきた。

本研究では、保育者による保育を対象としているため、「一時保育」の語を用いる方が適切であると考えられるが、混乱が生じることのないよう、現在の制度名称である「一時預かり」の語を用いることとした。

創設以来、一時預かり事業は保護者の高いニーズに応えるため、また、地域の子育て支援として、近年急速に普及した一方、これまで一時保育や一時預かりを対象に行われた研究は数少なく、利用する側、提供する側の研究がともに不足している。

一時預かりを利用する理由は、短時間での就労から母親の病気や冠婚葬祭などの社会的利用、また、先述した「リフレッシュ利用」まで多様である。とりわけ「リフレッシュ利用」をめぐるのは、井上（2013）で詳細に論じたように、子どもを預ける側と預かる側の双方に葛藤やジレンマが生じている³⁾。

このように、一時預かりには子どもとの関係性に加えて、保護者との関係を形成する上でも様々な配慮が必要とされ、通常の保育とは異なる専門性が求められていることが推測される。しかしながら、実際は一時預かりの実施について統一された保育方法や保育環境の基準が明示されているわけではない（加藤 2019）⁴⁾。厚生労働省が示した一時預かり事業実施要綱には、担当者について「乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士を 1/2 以上とする」という条件が記載されている⁵⁾。しかし、保育者の経験年数や勤務形態、その他の条件は園の裁量に委ねられている^{注2)}。

現実には、一時預かりに子育て支援の意義を見出し、経験豊富な保育士を担当につける保育所もあれば、経験の浅い新人保育士が短期間で担当を交代する保育所も見られる。一時預かりに対する社会的評価も定まらない中で、時には担当をまかされたベテラン保育士から「一時預かりにまわされた」と落胆する声も聞かれる。担当保育者は葛藤や困難さを抱えながら一時預かりを手探りで実施しているのが現状といえよう。

以上の問題意識から、本研究では担当者の抱える一時預かりの困難さを量的に把握し、その上で困難さに関連する要因を明らかにすることを試みる。困難さに影響を与える要因として、保育環境や労働条件など様々な要因が考えられるが、本稿では担当者の属性や労働条件、一時預かりが行われる保育環境、実践や評価に焦点を当てて分析を行う。

2. 一時預かりの困難さとその背景

2-1 一時預かりの保育環境

一時預かり事業は「子どもを預けたい」という保護者のニーズに応える形で普及し、国レベル、自治体レベルで統一された基準は存在しないのが現状である。日本保育協会の実施した「保育所運営の実態とあり方に関する調査研究」（2013）によれば、一時預かりを実施している保育所は 52.3%、実施していない保育所は 47.4% となっている。経営主体別にみると、公営のうち「実施している」のは 41.9%、「実施していない」は 57.9% であるのに対し、民営では「実施している」が 59.2%、「実施していない」が 40.4% とその比率がほぼ逆転していることがわかる⁶⁾。

実施している保育所の中でも、実施場所等は統一されておらず、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの「一時預かり事業の運営状況等に関する調査報告」（2019）によれば、実施場所に「専用室を設けている」という回答が 41.8%、「専用室を設けていない」という回答が 57.0% を占めている。運営形態や保育室といったハード面だけでなく、配置される担当職員の勤務形態や属性についても個々の保育所の裁量に委ねられている。同調査によれば、担当職員の雇用形態は正規職員が 31.5%、臨時、嘱託職員が 25.5%、パート・アルバイトが 40.3% とばらつきが見られる⁷⁾。

2-2 一時預かりの担当者から見た困難さ

これらの調査結果からわかるように、一時預かり事業の保育環境や担当職員の属性は様々である。先述したように加藤（2019）は一時預かり事業における保育方法についても、統一された基準や方針が未

提示であることを指摘している⁸⁾。そのような状況の中で、一時預かりの担当者は試行錯誤をしながら実践を試みており、同時に困難さを抱えていることが先行研究で指摘されてきた。金森（2009）は一時保育において保育者が配慮していることを認可保育所と認可外保育所のそれぞれについて明らかにしている⁹⁾。野呂・津田（2010）は一時保育の困難な点を子どもとの関係、保護者との関係、保育条件にわけて考察し、子どもの権利保障という視点から通常保育と分離運営するには無理があることを指摘している¹⁰⁾。

また、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（2019）によれば、通常の保育と比較した一時預かりの難しさについての回答は、「慣れていない子どもを数多く預かる必要がある」（56.7%）、「通常クラスの子どもの影響が出る」（33.7%）「同時に複数の年齢の子どもに対応することが難しい」（21.4%）の順に多い¹¹⁾。

2-3 保護者の多様なニーズへの対応

厚生労働省の通達や政府関連文書を資料に、一時保育事業の利用要件の変遷を検討した井上（2008）によれば、1990年代以降は少子化対策の展開にともない、専業主婦が通院や冠婚葬祭などでやむを得ず子どもを預ける「社会的理由」に限定されていたが、育児疲れのリフレッシュなどの「私的理由」も認められるようになったことがわかる。さらに事業が展開される中で、短時間で働く母親が利用する特定保育事業と統一され、現在では待機児童対策の役割も担うようになっている¹²⁾。

早瀬（2010）によれば、一時預かりの利用目的として「子どものため（集団に入りたい）」（57.7%）が最も多いものの、「育児の心理的・肉体的負担の解消」と「子育てに疲れ、一時的に子育てから解放されたい」といった理由による利用の合計も54.8%に上り、「仕事（パートを含む）」（39.7%）を上回っている¹³⁾。

このように、「リフレッシュ利用」への対応が求められるのも一時預かりの特徴であり、先行研究では一時預かりを利用する側の抵抗感や葛藤が明らかにされてきた。松岡・櫻谷（2004）は専業主婦にとって、一時保育を利用することには親族からの反対や葛藤があることを指摘している¹⁴⁾。また、小池・角張（2009）では一時保育の認知度及び利用希望は約8割と高いものの、実際の利用率は1割前後で限定的なものであること¹⁵⁾、角張・小池（2009）では、一時保育を利用しない理由として「仕事をしていないのにお金を払ってまで預けることに抵抗感がある」といった意見が挙げられている¹⁶⁾。

さらに、自治体によって「育児疲れの解消」等の私的利用が社会的な利用よりも料金が高めに設定されているといった現状も、利用する側のハードルを高くしていることが指摘されている（西村2005）¹⁷⁾。他方、近年の研究では、子どもを預けることに強い抵抗感を持つ母親だけでなく、親の都合で子どもを預けることを容認する母親が並存していることも示されている（工藤2018）¹⁸⁾。

このように、仕事をしていない母親が子どもを預けることに抱く抵抗感と、その背後にある「母親規範」は根強いものの、抵抗なく一時預かりを利用する層も存在する。それゆえ、担当保育者は「子育てを支援すべき」という規範のもとで、多様な保護者のニーズを受けいれざるを得ない。そうした状況も、保護者との関係を形成する上で困難さの一因となっていることが推測される。

3. 研究の目的と方法

3-1 研究の方法

本研究では、一時預かりを担当する保育者を対象として、一時預かりの困難さとそれに関連する要因を明らかにする。まず研究1として、一時預かりの困難さの内容を把握するために探索的なインタビューを実施した。次に、研究2として一時預かりの困難さを量的に把握し、それに関連する要因を明らかにするための質問紙調査を実施した。質問紙調査の概要については後述する。

倫理的配慮として、インタビュー調査と質問紙調査のいずれにおいても、対象者に調査の趣旨と内容、個人が特定されないための配慮について丁寧に説明した。インタビュー調査では同意書を作成し、署名を得ることで同意が得られたものとした。質問紙調査の実施にあたっては、協力者一人ひとりから直接郵送によって回収する個別郵送法を用いた。調査票の表紙に自由意志による回答が尊重されること、収集したデータは統計処理され、個人の回答がデータとして流出することが決してないことを明記し、回答をすることで同意が得られたと判断するという内容を記載し、プライバシーの保護に十分配慮した。以上の調査方法や調査票の内容については科研費申請時に提示し、審査を通過したものである。

3-2 一時預かりの困難さとは

研究1では、実際に一時預かりを担当している保育者2名にインタビューを行った。2名とも女性で、年齢は20代後半と40代前半である。語られた内容をカテゴリ化した結果、一時預かりの困難さとして以下の5点が見出された。

①子どもと関係を作ること

一時預かりでは、子どもとの関係を形成するのが難しいという内容が語られた。例えば、「一時保育という担当は名ばかりで、日替わりの補助のようなもので、毎日どこの部屋に配属になるのか落ちつかない。子どもとも中途半端な関わりがほとんどなので、精神的に疲れる」という語りである。また、障害を持つ子どもやアレルギー除去対応など、特別な配慮を必要とする子どもの利用もあり、対応に困難が生じている。

②家庭との関係

子どもだけでなく、保護者との関係においても困難さが語られた。「その場限りだったりするので、家庭の様子がわからない」「子どもにとって初めての環境で食事もとれない状況もあったので、低年齢児の初日、長時間預かりはどうかと思う」などの発言がみられ、保育者自身もジレンマを感じながら一時保育に従事していることがわかる。さらに、「一時保育ということからも、親御さんの意識も低く見られがちなのかなと思う」と語られ、保護者と信頼関係を築くことが難しい状況がうかがえる。

③職員との連携や協力

一時預かりの担当者は、通常保育と同じクラスで実施されているか否かにかかわらず、通常保育のクラス担任と保育環境やスケジュールの調整が求められる。「預かった年齢の子のクラスに入って生活するので、担任との打ち合わせが難しい。特に行事前はクラスの邪魔にならぬよう…とか。配慮が難しく気疲れする」と語られていた。

④一時預かりに求められる専門性

「クラス担任でない所の技術が必要と感じるけれど、誰に聞いていいかもわからない」というように、一時預かりに特有の技術や専門知識の必要性が指摘されていた。

「障害をもつお子さんと、専門機関の見学や研修で得た知識で対応していけるけれど、(一時預かりは)周りがどうしているのかわからない」というように、学習や研修の機会が必要とされている。

また、「継続的に子どもの成長を見ることができない点でやりがいを感じにくいし、担当者も1人なので孤独を感じやすいと思う」など、職員同士で情報交換をする機会もないことがうかがえた。

⑤事務処理など保育以外の職務負担

事務作業の負担については「帰る時間もまちまちなので、それまでに領収書や連絡帳などを、保育をしながら書かないといけないから、危険だなと感じることがある」「書類やお金のやりとりが多いのに、クラス担任の理解、サポートがなく、残業が多くなる」などの語りが見られた。また、「料金や予約方法について、どのような方法が良いのかわからない。周りはどうしているのか知りたい」など、事業実施に関わる情報の少なさも語られていた。

以上の内容から、質問紙調査では「一時預かりをする中で、次のような点で困難さを感じるがありますか」という問いを設け、「年齢など異なる集団で保育を行う」「子どもと信頼関係を作る」「家庭の状況を把握する」「保護者と話し合い、よい関係を作る」「職員と協力し、連携する」「学習や研修へ参加する」「事務処理など保育以外の仕事をこなす」の7項目に対し、「困難さを感じない」から「非常に困難さを感じる」までの5件法で回答してもらうこととした。

3-3 一時預かりの困難さと影響要因

先行研究をもとに、一時預かりの困難さに影響を与える要因として、担当者の属性要因、一時預かりの環境要因、担当者の実践と評価要因の3点を設定した。さらに、一時預かりの困難さは軽減されるべきものかという観点から、担当者の健康状態や疲労度、保育ストレスへの影響についても分析を行うこととした。

一時預かりの保育環境として園の定員数、職員数、設立年数、一時預かりの定員数、実施の頻度、利用人数、利用料金、担当職員数、一時預かりを実施している場所（専用の保育室か各年齢の保育室）を設定した。また、利用理由については、最も多い理由を尋ねた上で「短時間の仕事」「通院や冠婚葬祭などの社会的利用」「リフレッシュ利用」の3カテゴリを設けた。

担当者の属性は、性別、年齢、配偶者と子どもの有無、末子の年齢、学歴、勤務形態、1年間の収入をたずねた。さらに「結婚後は夫は外で働き、妻は主婦業に専念した方が良い」という性別役割分業規範、「子どもが幼いうちは、母親は仕事を持たず育児に専念した方が良い」という母親規範について、それぞれ「賛成」から「反対」までの4件法で回答を求めた。

その他の要因として、現在の健康状態は「不調」から「健康」までの4件法、疲労度は「疲れない」から「疲れる」までの5件法、保育ストレスは「子どもの問題」「保護者との関係」「職場の人間関係」「労働条件」の4項目について「感じない」から「よく感じる」までの5件法、専門性をともなう実践は「まったく実践できていない」から「実践できている」までの5件法、実践への評価は「評価されていない」から「評価されている」までの5件法で回答してもらった^{注3)}。

3-4 質問紙調査の概要

A県内の全ての認可保育所と地域子育て支援拠点事業を対象に「一時保育（一時預かり）に関する質問紙調査」を実施した。回答者は保育所および地域子育て支援拠点で一時預かりを担当する職員である。調査期間は2017年1月～3月、調査票の配布数は1,174票で、回収数は397票であった（回収率は33.8%）。

4. 分析の結果および考察

4-1 各変数の記述統計

以下では、認可保育所で一時預かりを実施していると回答した132票を分析対象とする。表1は分析に使用する変数の記述統計を示したものである。担当者の平均年齢は42.8歳、勤務形態はフルタイムが約7割を占めている。経験年数は多い順に「1～3年未満」が35.6%、「1年未満」が20.5%であり、比較的経験の浅い保育者が多いものの、「5年以上」という回答も22.7%と一定の割合を占めている。収入についても「130万円未満」が27.0%、「130～300万円未満」が37.4%、「300～500万円未満」が29.6%、「500万円以上」が6.1%となっており、前述したように一時預かりの担当者の属性にはばらつきが大きいことがわかる。

次に、一時預かりの実施状況については、実施頻度で最も多いのが「週に4～5日」（56.8%）で、「週に6～7日」（18.2%）を合わせると、全体の85%が平日はほぼ毎日実施している。一時預かりの定員は「5

人以下」が43.2%と半数近くを占め、実際に利用した人数の平均は4.0人となっている。担当職員数の平均はフルタイムとパートを合わせて2.7人、利用料金の平均額は2,586円であった。一時預かりの実施場所は「専用の保育室」が50.8%、「各年齢の保育室」が46.2%とほぼ同程度であった。園の環境については表1に示す通りである。

表1 各変数の記述統計

		有効度 数・平均 %・標準偏差 値	
担当者の属性			
性別	女性	125	96.2
	男性	5	3.8
年齢		42.8	±11.0
勤務形態	フルタイム	96	73.8
	パート	34	26.2
経験年数	1年未満	29	22.0
	1～3年未満	49	37.1
	3～5年未満	20	15.2
	5～10年未満	26	19.7
	10年以上	6	4.5
配偶者の有無	あり	99	76.2
	なし	31	23.8
子ども数	0人	43	32.6
	1人	17	12.9
	2人	52	39.4
	3人以上	20	15.2
1年間の収入	～130万円	31	27.0
	～300万円	43	37.4
	～500万円	34	29.6
	500万円以上	7	6.1
	学歴	～高校	4
	短大・専門学校	110	85.9
	4年生大学以上	14	10.9
性別役割規範	支持	20	15.6
	不支持	97	75.8
母親規範	支持	63	49.2
	不支持	56	43.8
実践と評価			
専門性のある実践		3.70	±0.8
実践への評価		3.80	±0.7
ストレス・健康			
健康状態		3.5	±0.6
疲労度		3.6	±0.9
ストレス		10.9	±3.5
園環境			
園定員	～60人	10	7.6
	61～100人	66	50.0
	101人～	56	42.4
職員数	～20人	23	17.4
	21～30人	61	46.2
	31人以上	48	36.4
設立年数	～5年	30	23.1
	6～30年	48	36.9
	31年～	52	40.0
一時預かりの保育環境			
実施の頻度	週に6～7日	24	18.8
	週に4～5日	75	58.6
	週に2～3日以下	12	9.4
	決まっていない	17	13.3
定員	1人	8	6.3
	2～5人	49	38.6
	6～10人	51	40.2
	11人以上	6	4.7
	決まっていない	13	10.2
利用人数		4.0	±3.2
担当職員数		2.7	±3.4
利用料金(円)		2586	±1243.5
実施場所	専用の保育室	67	52.3
	各年齢の保育室	61	47.7
利用理由	就労利用	71	55.5
	社会的利用	39	30.5
	リフレッシュ	19	14.8

4-2 一時預かりの困難さ

一時預かりの困難さを示す各項目の統計量を表2に示した。なお、以下の分析では、一時預かりの困難さは数値が高いほど、より困難であると感じていることを示している。最小値9から最大値35、平均は20.4、標準偏差は±5.35であった。平均値が低い項目は「異年齢の集団で保育」や「家庭の状況把握」であり、高い項目は「学習や研修への参加」「職員同士の協力連携」となっている。7項目におけるCronbachの α 係数は0.79であり、一定の内的整合性は保たれていると判断した。

表2 一時預かりの困難さを示す各項目の統計量

	平均	標準偏差
異年齢の集団で保育	2.64	±1.10
子どもとの関係形成	2.83	±1.24
家庭の状況把握	2.64	±1.07
保護者との関係形成	2.81	±1.09
職員同士の協力連携	3.19	±1.20
学習や研修への参加	3.21	±1.06
事務処理など保育以外の仕事	3.06	±1.23
		$\alpha = 0.79$

4-3 担当者の属性変数と一時預かりの困難さ

担当者の属性変数ごとに困難さの平均値を比較するため、t検定を行った(表3)。有意な差が見られたのは性別と勤務形態、母親規範意識であった。

性別については数が少ないことを考慮しなければならないが、男性の方で困難さの平均値が高い。勤務形態ではフルタイムよりもパートで困難さの平均値が高くなっている。性別役割規範では有意な差が見られなかったが、母親規範意識では母親規範を支持していない層で困難さの値が有意に高いことがわかった。

経験年数や1年間の収入、学歴による差は見られず、配偶者や子どもの有無といった家族形態による有意な差は確認されなかった。

4-4 一時預かりの保育環境と困難さ

一時預かりの保育環境と困難さの平均値を比較するため、一元配置の分散分析を行なった結果が表4である。平均値に有意な差が見られたのは、一時預かりの利用人数($F=2.89, p<0.02$)と利用料金($F=2.51, p<0.04$)である。

利用人数について回答選択肢群の平均値を比較するため、Turkeyの多重比較検定を行なったところ、利用人数が「1人」の群と「2～4人」の群で有意差が認められた。

利用人数が1人の場合は担当者が1対1で子どものケアをすることが可能だが、2～4人の場合は担当者が一人で複数の子どもをケアすることになる。加えて保護者への対応も重なるため、困難さも高まることが予測される。一方、5人以上になると担当者が複数配置されることになり、困難さが減少すると考えられる。

利用料金は「2000円未満」の回答群と「2000円～3000円未満」の群で有意差が認められた。2000円未満の群は数時間の利用が大半を占めるのに対し、3000円未満では1日を園で過ごす利用が多くなることから、困難さも高まることが予想される。

表3 担当者の属性と一時預かりの困難さ

		M	SD	t値	p
性別	女性	20.36	5.40	2.92	0.04*
	男性	20.50	0.71		
勤務形態	フルタイム	20.01	5.14	2.05	0.03*
	パート	22.40	5.57		
経験年数	3年未満	20.30	5.70	-0.24	0.81
	3年以上	20.54	4.82		
配偶者の有無	あり	20.26	5.44	-0.80	0.41
	なし	21.21	5.15		
子どもの有無	あり	20.00	5.46	-1.06	0.29
	なし	21.25	5.11		
1年間の収入	～300万円	20.55	5.39	0.15	0.89
	300万円以上	20.38	5.15		
学歴	～短大・専門学校	20.59	5.35	0.96	0.34
	4年生大学以上	19.00	5.95		
性別役割規範	支持	18.95	7.45	-1.48	0.14
	不支持	20.90	4.80		
母親規範	支持	19.38	5.92	-2.15	0.02*
	不支持	21.51	4.59		

*** p < 0.001, ** p < 0.01, * p < 0.05

表4 一時預かりの保育環境と困難さ

		M	SD	F	p
園定員	～60人	20.70	5.89		
	61～100人	19.95	5.09	0.43	0.65
	101人～	20.88	5.61		
職員数	～20人	20.52	4.90		
	21～40人	20.65	5.41	1.62	0.2
	41人以上	17.12	5.14		
設立年数	～5年	19.96	5.12		
	6～30年	20.38	6.23	0.12	0.95
	31年～	20.72	5.02		
一時預かりの実施 頻度	週に4～5日以上	20.53	5.12		
	週に2～3日以下	19.93	6.14	0.52	0.61
一時預かりの定員	1人	16.63	4.89		
	2～4人	20.57	5.86	0.74	0.46
	5人以上	19.96	5.17		
利用人数	1人	19.00	4.58		
	2～4人	21.89	5.99	2.89	0.07*
	5人以上	20.17	4.59		
担当職員数	1人	19.97	5.58		
	2～3人	20.24	5.51	0.79	0.45
	4人以上	21.83	4.15		
利用料金(日)	～2000円	21.50	5.51		
	～3000円	19.22	5.47	2.51	0.04*
	3000円～	20.50	3.82		
実施場所	専用保育室	20.63	5.11		
	各年齢の保育室	20.07	5.66	0.33	0.57
利用理由	就労利用	21.06	5.77		
	社会的利用	19.11	4.23	1.57	0.21
	リフレッシュ	20.25	5.59		

*** p < 0.001, ** p < 0.01, * p < 0.05

4-5 専門性のある実践・評価と困難さ

保育環境要因と同様に、専門性のある実践・評価と一時預かりの困難さの関連性を見るために一元配置分散分析を行なった。分析の結果は表5に示すとおりである。専門性のある実践に関しては、一時預かりの困難さとの間に有意な関連が確認され ($F=3.79, p<0.006$)、実践への評価に関しても一時預かりの困難さとの間に有意な関連があることが確認された ($F=2.46, p<0.04$)。回答選択肢群の平均値を比較するため、Turkeyの多重比較検定を行なったところ、「専門性のある実践ができていない」と回答した群の困難さが他の群と比較して高いことが確認された。実践の評価についても「評価されている」と認識している保育者ほど困難さの平均値が高いことが明らかになった。

表5 専門性のある実践・評価と一時預かりの困難さ

		M	SD	F	p
専門性のある実践	実践できている	24.38	5.32	3.79	0.006**
	だいたい実践できている	19.13	4.98		
	どちらともいえない	20.59	4.21		
	あまり実践できていない	22.33	5.06		
	まったく実践できていない	20.00	5.14		
実践への評価	評価されている	22.95	5.95	2.46	0.04*
	それなりに評価されている	20.37	5.24		
	どちらともいえない	18.90	4.19		
	あまり評価されていない	19.00	5.03		

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

4-6 一時預かりの困難さがストレス・健康状態に与える影響

最後に、一時預かりの困難さを説明変数とし、健康度、疲労度、保育ストレスを被説明変数とする回帰分析を行なった結果が表6である。

表6 一時預かりの困難さを説明変数とする回帰分析の結果

投入変数	β	R ²	p	n.s.
健康度	0.13	0.02	0.16	
疲労度	0.38	0.14	0.000	***
ストレス	0.41	0.16	0.000	***

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

健康度については有意な関連性がみられない一方、疲労度 ($\beta = 0.38, p<0.001$)、ストレス ($\beta = 0.41, p<0.001$) 共に有意な関連性が確認された。一時預かりの困難さが高いほど、疲労度やストレスも高まることが確認された。

5. 考察とまとめ

本稿では、一時預かりの困難さを量的に把握し、担当者の属性、一時預かりの保育環境、専門性のある実践と評価との関連性、さらに健康状態や疲労度、保育ストレスへの影響について検証した。分析の結果、以下の点が明らかになった。

第一に、担当者の属性については、性別、勤務形態、母親規範が困難さに関連していることがわかった。勤務状態ではフルタイムよりもパートで困難さが高いことが確認され、一時預かりにフルタイム勤務の保育者を配置することの妥当性が示唆された。興味深いのは「母親規範を支持していない担当者の方が困難さを強く感じている」という結果である。ここでの母親規範とは「母親は仕事を持たず育児に専念した方が良い」という規範であり、母親規範を支持していない担当者にとって、望ましい母親像は「専業主婦」ではなく「仕事と子育てを両立する母親」である。そもそも専業主婦という存在に抵抗感がある上に、一時預かりを利用する理由が「リフレッシュ利用」である場合に、その理由を受け入れることが難しいのではないかと考えられる。

第二に、一時預かりの保育環境を見てみると、園全体の環境や実施場所などハード面での要因は関連性が見られず、一時預かりの利用人数や料金との間に有意な差が確認された。先行研究の知見からは、専用の保育室で実施するか、他のクラスと同じ保育室で実施するかによって困難さが異なるのではないかと予想されたが、保育室という環境よりも利用人数の方で差が生じていた。利用人数が2～4人の時に困難さが高くなっていることから、一時預かりの実施には利用人数を5人以上に増やし、複数の担当者を配置することが望まれる。

第三に、専門性のある実践と評価については、担当者の属性や保育環境に比べて、より強い関連性が確認された。専門性のある実践ができていう自己評価の高い担当者ほど、一時預かりの困難さも強く感じていることが明らかになった。子どもを一時的に預かるだけでなく、専門的な実践と評価に裏付けられた保育を志向しているからこそ、それとは異なる一時的な預かりに困難さを感じているのではないかと推測される。

さらに、一時預かりの困難さは保育者の疲労度やストレスの高さに影響を与えていることも確認された。一時預かりの困難さを減じる方策が早急に必要と考えられる。

以上の結果から、専門性の高い実践を志向する保育者が、一時預かりの基準や方法が未提示の中、その方法を模索しなければならぬ困難な状況が浮かび上がってくる。困難さを構成する項目の内、最も点数が高かったのは「学習や研修への参加」であった。通常保育とはまた別の、一時預かりに求められる保育方法や環境について学習や情報交換ができる機会を増やすといった方策が有効と考えられる。またそのためには、一時預かりに必要とされる保育技術や専門性について実証研究を蓄積する必要がある。

最後に、一時預かりの肯定的な側面に言及しておきたい。本研究では一時預かりの困難さに焦点を当てて検討してきたが、ヒアリングおよび質問紙調査の自由回答には一時預かりの困難さとともに、「意義」や「やりがい」といった肯定的な内容も多く見られた^{注4)}。また、調査では「一時預かりの担当を続けたいと思うか」という問いを設けているが、約73%の対象者が「続けたい」と回答している（「続けたい」と「どちらかといえば続けたい」という回答を合わせた割合）。このような一時預かりの肯定的な側面に着目することも、一時預かりの保育方法や専門性に関する研究には必要な視点であろう。

近年、保育所利用率が高まり、すべての子どもが保育所を利用する普遍的保育制度へと移行していくことが予想されるが、保護者のライフコースや家庭環境の多様化にともない、一時預かりには今後も一定のニーズがあると考えられる。地域の子育て支援においても、公的ケアの入り口として重要な役割を担う。本稿では保育を提供する側の困難さに焦点をあててきたが、一時預かりを利用する側と提供する側の双方の視点から、一時預かりの意義や保育の質について考察することが今後の課題である。

注

- 注1) 厚生労働省の資料によれば、法制化にあたって、「特定の子どもを継続的に保護養育する『保育』と区別するため、『一時預かり』の名称を使用することとした」と述べられている（にっぽん子ども・子育て応援団主催「緊急フォーラム 今伝えたい！一時預かり事業の現実」（2019年7月開催）にて提示された厚生労働省前子ども家庭局保育課長作成資料『一時預かり事業の現状と展望』より）
- 注2) 一時預かり実施要綱（2015年7月）には、設置基準及び保育の内容については、児童福祉法施行規則36条35第1号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること、職員の配置については、児童福祉法施行規則36条35第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすると定められている。
- 注3) 保育実践やその評価に関する質問項目は、以下の研究で用いられたものを参照して作成した。垣内国光・義基祐正・川村雅則・小尾晴美・奥山優佳（2015）『日本の保育労働者—せめぎあう処遇改善と専門性』ひとなる書房。
- 注4) 肯定的な内容として「毎回、同じお子さんがいるわけではないので、信頼関係・安心感・安全面・色々な事に注意し、観察しながら日々保育をし、なおかつ利用したお子さんに楽しかったと思わせたい保育、初心を忘れない様にさせてくれる、大好きな仕事です」「保護者から感謝されて嬉しい」などの回答があげられる。また、「保育所に入所している子以外の家庭のお子さんをお預かりするのは地域のためにもとても良いことだと思います。この1年で利用者がとても増えました。必要性ややりがいをととても感じます」という回答もみられた。

付記

本研究は「平成25 - 27年度 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金 若手研究B）課題番号25751104 研究課題名：専業主母のエンパワメントを目的とした一時保育の意義と要件に関する研究 研究代表者 井上清美」の一部である。また、本稿は保育学会71回大会での発表「一時保育に従事する保育者の労働環境と専門性」に大幅な加筆修正をしたものである。

文献

- 1) 全国保育団体連絡会・保育研究所（2019）保育白書2019年版. ちいさいなかま社.
- 2) 井上清美（2008）専業主母への子育て支援という政策課題の形成過程. 川口短期大学紀要, 22, 85-102.
- 3) 井上清美（2013）現代日本の母親規範と自己アイデンティティ. 風間書房.
- 4) 加藤望（2019）一時預かり事業において保育者に生起する葛藤とその背景. 保育学研究, 57（3）. 8-19.
- 5) 厚生労働省（2015）一時預かり事業実施要綱.
- 6) 日本保育協会（2013）保育所運営の実態とあり方に関する調査研究報告書—多様な保育事業と保育士の確保.
- 7) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2019）一時預かり事業の運営状況等に関する調査報告.
- 8) 前掲（4）
- 9) 金森三枝（2009）子育て支援機能の充実に向けた一時保育における今後の方向性—全国調査にみる一時保育の実態調査分析から. 子ども家庭福祉学, 8, 35-47.
- 10) 野呂アイ・津田千鶴（2010）地域における子育て支援と保育環境—一時保育をめぐる乳幼児と保育士の発達保障を中心に. 保育学研究, 48（2）. 139-148.
- 11) 前掲（7）
- 12) 前掲（2）
- 13) 早瀬眞喜子（2010）子育て支援における一時保育の役割と一時保育を利用している母親のアンケート調査を手がかりに. 季刊保育問題研究, 144, 19-33.
- 14) 松岡知子・櫻谷眞理子（2004）保育所における一時保育を利用した母親の意識調査. 立命館人間科学研究, 7, 13-24.
- 15) 小池由佳・角張慶子（2009）A市における一時保育の現状と課題. 県立新潟女子短期大学研究紀要, 46, 11-21.

- 16) 角張慶子・小池由佳 (2009) 母子分離における母親の意識—“子どもを預ける”サポート先の違いによる意識の比較を中心として. 県立新潟女子短期大学研究紀要, 46. 23- 28.
- 17) 西村真美 (2005) 保育所における地域子育て支援事業の今後の展開に関する考察 I. 奈良佐保短期大学紀要, 13. 9-18.
- 18) 工藤遥 (2018) 「子育ての社会化」施策としての一時保育の利用にみる母親規範意識の複層性. 福祉社会学, 15. 115-138.

(受付 2022.3.24 受理 2022.7.13)

